

<資料>

工事費負担金の精算誤りの概要



2018年6月5日
東京電力パワーグリッド株式会社



当社設備工事における工事費負担金の精算誤りについて

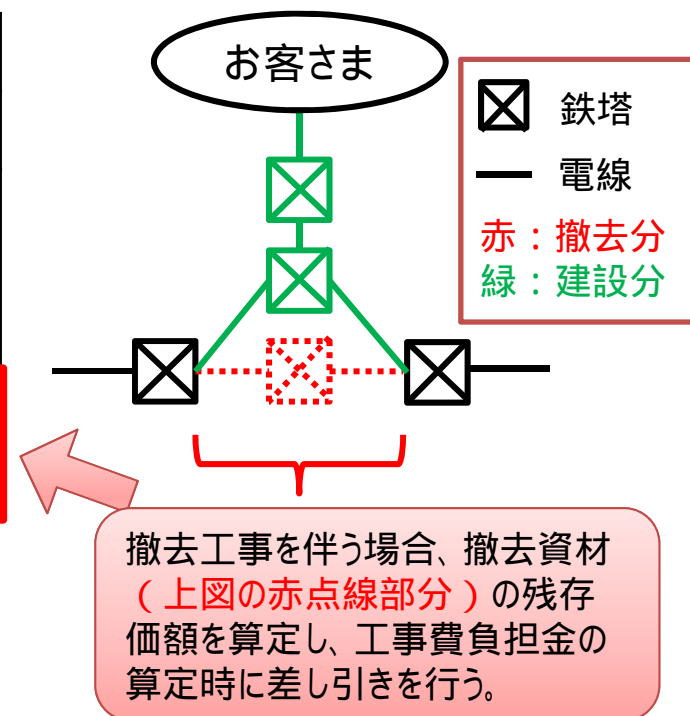
- お客さまに工事費をご負担いただいで実施する設備工事において、工事費負担金を実費にて算定する場合は、工事部門が建設工事費、撤去工事費等の工事費を算定し、当該実績額に基づき工事費負担金を算定している。
- 撤去工事を伴う場合は、本来、撤去資材の残存価額を差し引いて工事費負担金を算定する必要があるが、一部の工事費負担金の精算において、その処理に誤りがあったもの。

工事費負担金の算定イメージ

建設工事費			撤去工事費	
材料費	工費	諸経費	工費	諸経費
← 工事費負担金算定対象の工事費 →				
工事費負担金				撤去資材の 残存価額

本件事案においては、一部工事において、撤去資材の残存価額の差引漏れや、残存価額の算定誤りにより、誤った金額で精算を行っていた。

例：送電線工事の場合





調査結果（特別高圧・高圧・低圧）

- 撤去戻入材料費の工事費負担金算定に関し、社内に保存されている工事費負担金関係資料の全数について調査を実施した。調査結果の概要は以下の通り。

電圧	撤去工事を伴う工事件数	残存価額の控除に関わる誤り件数	誤り金額（過収）	誤り金額（不足）
特別高圧	332件	42件	24,579千円	16,932千円
高圧	5,561件	0件	-	-
低圧	15,975件	45件	367千円	119千円
計	21,868件	87件	24,946千円	17,051千円



< 本事業の原因 >

- 撤去工事に関する工事費負担金の扱いについて、マニュアルに記載があるものの、工事実施箇所・工事費負担金算定箇所の一部において、当該マニュアルの記載を十分に理解していなかった。
- 工事費負担金算定箇所と工事実施箇所との間でやり取りする、工事費負担金の算定に必要な項目（特に撤去戻入材料の有無）や算定根拠となる書類に関する統一された様式や、誤りの未然防止を意識した具体的な仕組みが明示されていなかったため、撤去戻入材料の有無及び精算の可否について、各担当箇所の自工程審査者や後工程において確認できず、誤りに気付くことができなかった。

< 再発防止対策について >

- 工事実施箇所、工事費負担金算定箇所ともに、マニュアルの周知理解を徹底し、これまで実施している新任職務者研修において、本件事案を踏まえた工事費負担金算定の具体的な取扱いを研修項目として取り入れることで、恒常的な教育・点検の仕組みを構築する。
- 各担当箇所にて工事費ならびに工事費負担金額を算定する際、撤去戻入材料の有無ならびにその内容が明確となる様式や工事費負担金算定を自動化する仕組みを整備する。